

寒河江市上下水道事業管理規程第8号

寒河江市上下水道課組織及び処務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年4月19日

寒河江市長 佐藤 洋 樹

寒河江市上下水道課組織及び処務規程の一部を改正する規程

寒河江市上下水道課組織及び処務規程（昭和42年水道事業管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

第7条中第17号を削り、第18号を第17号とし、第19号から第23号までを1号ずつ繰り上げる。

別表1中

「

車輛・機械器具・備品	1 車輛・機械器具・備品の管理
服務	1 課長補佐以下の職員の職務に専念する義務の免除、年次有給休暇、特別休暇の承認及びその他これに類する願出に対する認許可

	<ul style="list-style-type: none"> 2 課長補佐以下の職員の旅行命令及びその復命 3 課長補佐以下の職員の時間外、休日及び夜間勤務命令
企業債等	1 企業債等の一時借入

」を

「

要綱・要領	<ul style="list-style-type: none"> 1 法律及び条例改正等に伴い、事務的に改正を行うもの 2 継続性のあるもので、定期的に定めるもの
車輛・機械器具・備品	1 車輛・機械器具・備品の管理
服務	<ul style="list-style-type: none"> 1 職務に専念する義務の免除、年次有給休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇その他これに類する申出に対する承認及び組合休暇の許可 2 旅行命令及びその復命 3 管理職特別勤務命令、時間外、休日及び夜間勤務命令 4 週休日の割振り及び振替並びに代休日及び時間外勤務代休時間の指定
企業債等	1 企業債及び一時借入金の借入れ

」に、

「

不動産の処分	1 1件につき予定金額500万円未満の 不動産の処分
--------	-------------------------------

」を

「

不動産の処分	1 1件につき予定金額500万円未満の 不動産の処分
減免	1 水道料金、下水道使用料その他諸収入

」に、

改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。